

福井県被災宅地危険度判定士登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、当該宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地および危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地ならびにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 「危険度判定」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 「宅地判定士」とは、危険度判定を実施する能力を有する者として、知事がこの要綱に基づき、福井県被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

(登録の基準)

第3条 知事は、県内に居住地または勤務地の所在地を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に規定する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として登録する。

- (1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号または都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
- (2) 国または地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築または宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 国または地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築または宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- (4) その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者および建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者等、前各号と同等以上の知識および経験を有するとして知事が認めた者

2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住または勤務する者で、前項各号と同等以上の知識および経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(登録申請)

第4条 前条に該当する者で宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)により、知事に申請しなければならない。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号および第4号に該当する者については、資格要件申告書(様式第2号)および各登録要件を証明する書類

(2) 前条第1項第2号および第3号に該当する者については、資格要件申告書(様式第2号)および実務経験証明書(様式第3号)

(3) 申請者の写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真)

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において申請者が宅地判定士として適格と認めるときは、当該申請者を宅地判定士名簿に登録するとともに、申請者に対し被災宅地危険度判定士登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格でないとき、認定を行わないものとする。この場合において、知事は申請者に理由を付して通知するものとする。

3 宅地判定士は、危険度判定の業務を行うにあたっては、常時、登録証を携帯するものとする。

(登録の更新)

第6条 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が最後に受講した講習会の修了の日(第3条第2項に該当する場合には、知事が認めた日)から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する登録の有効期間終了後も引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合において、現に有効な登録の有効期間満了までに、第12条に規定する講習会を受講し、修了した場合、または知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に福井県被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式第5号)および登録証(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録を更新するものとする。

3 知事は、前項の規定による更新申請書等の提出があったときは、宅地判定士名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に対し登録証を交付するものとする。

4 前項の更新後の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

(登録証の再交付)

第7条 宅地判定士は、登録証を紛失しまたは汚損したときは、速やかに、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第6号）により、知事に再交付を申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）および登録証を知事に提出するものとする。

(1) 氏名

(2) 居住地住所または電話番号

(3) 勤務先の名称、所在地または電話番号

2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

(登録知事の変更)

第9条 宅地判定士は、福井県以外の都道府県に居住地または勤務先の所在地を有することにより他の都道府県知事の登録を受けるときは、当該都道府県の規定に従い、登録変更に必要な書類を当該都道府県知事に提出しなければならない。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の社員となったときには、都市再生機構の規定に従い、登録変更に必要な書類を都市再生機構理事長に提出するものとする。なお、他の都道府県知事または都市再生機構理事長から登録変更に係る通知があったときは、第10条による登録の辞退があったものとみなし、同条第2項を準用する。

2 知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として登録を受けた者で、県内に居住地または勤務先の所在地を有する者から変更届および登録証の提出を受けたとき、ならびに都市再生機構の社員である者が社員でなくなったときで変更届および登録証の提出を受けたときは、第5条を準用し、記載事項を変更した登録証を当該届出を行った宅地判定士に交付し、併せて変更前に登録を行っていた他の都道府県知事または都市再生機構理事長にその旨通知する。

(登録の辞退)

第10条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者を宅地判定士名簿から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。

(登録の取消)

- 第11条 知事は、宅地判定士として登録している者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、第3条第1項第3号および同条第2項の規定により、第5条第1項の登録を受けた宅地判定士に前項に該当する事由が生じたときは、宅地判定士の登録を取り消すものとする。
- 3 知事は、第1項および前項の規定により登録の取消を行った場合は、宅地判定士名簿から抹消するとともに、登録証を知事に返納させるものとする。

(講習会)

- 第12条 知事は、第3条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識および技術向上のための講習会を実施する。
- 2 第3条第1項の講習は、前項の講習会および連絡協議会等による講習会とする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。
- 2 平成14年3月末日までに連絡協議会会長から登録を受けた者については、第4条第1項に定める申請に基づき、第5条第1項の規定により知事が登録したものとみなし、当該登録証は引き続き有効期間満了まで有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から施行する。